

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年1月25日 07時00分ごろ
発生場所	愛媛県今治市梶島東方沖 梶島三等三角点から真方位099°740m付近 (概位 北緯34°07.3′ 東経133°10.0′)
事故の概要	漁船第二蛭子丸は、航行中、のり養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年2月6日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二蛭子丸、4.99トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 3 - 4 3 0 2 8 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ及びブラケットに破損 のり養殖施設 のり網に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 低潮時 日出時刻：07時10分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、漁場に向けて航行中、のり養殖施設に乗り揚げた。 本船は、本事故後、所属する漁業協同組合の僚船により、今治市今治港までえい航された。
分析	本船は、航行中、のり養殖施設に乗り揚げたものと考えられるが、船長から情報が得られなかったことから、乗揚に至った状況について明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、日出前の薄明時、本船が、航行中、のり養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。